

八幡市営繕工事における週休2日制工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境の改善を図るため、八幡市が発注する建設工事において週休2日制工事を試行するにあたり、営繕工事（公共建築工事積算基準により積算する工事をいう。以下、「工事」という。）についての必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所又は現場休息（以下、「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 週休2日制工事 この要領に基づき月単位の週休2日又は通期の週休2日（以下、「週休2日等」という。）に取り組む工事をいう。
- (4) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は含まない。
- (5) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。
- (6) 現場休息 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合（以下、「分離発注工事」という。）に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (7) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日、猛暑による作業不能日、現場見学会等についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (8) 現場休息率 対象期間内の現場休息日数の割合をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場休息日、猛暑による作業不能日、現場見学会等についても、現場休息日数に含めるものとする。
- (9) 月単位の4週8休以上 全ての月ごとに現場閉所率又は現場休息率（以下、「現場閉所等の率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行

っている状態をいう。

- (10) 通期の4週8休以上 現場閉所等の率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

（発注方式）

第3条 週休2日制工事の発注方式は、次のいずれかの方式によるものとする。
分離発注工事又は合併入札を行っていて契約を分割する工事は、全ての工事について同一の方式を選択するものとする。

- (1) 発注者指定方式 発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式
(2) 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日等に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

- 2 受注者は、前項第2号に定める方式により週休2日等に取り組む場合、契約締結日から起算して3日以内に試行希望の意思を工事打合簿により監督職員へ通知するものとする。

（試行対象工事）

第4条 次の各号に該当する工事を除き、全ての工事を対象とする。

- (1) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
(2) 災害復旧工事や緊急対応工事等早期の完成が必要と判断する工事
(3) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事
(4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断する工事
(5) その他、市長が週休2日制工事になじまないと判断する工事

（発注手続）

第5条 発注者は、週休2日制工事を発注するときは、入札公告、指名通知又は現場説明書等に週休2日制工事の対象工事であること及びその発注方式を明示するものとする。

- 2 発注者は、週休2日制工事の実現にあたり、適切な工期の設定及び第8条に定める経費の補正を行うものとする。

（週休2日制工事の実施）

第6条 週休2日制工事の実施にあたり、受注者は、週休2日等を反映した工程を計画し、現場閉所等の日が確認できるよう施工計画書に記載したうえで工事着手日までに監督職員に提出する。この場合において、対象期間の設定については、受発注者間の協議により決定するものとする。

- 2 受注者は、予定していた現場閉所等の日を変更する場合は、事前に監督職員に連絡するものとする。なお、天候不良等やむを得ない事情により急遽現場閉所等をした場合は、この限りでない。
3 分離発注工事における各工事受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息日を調整するものとする。
4 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所等の前日等、現場閉所等の日に作業が発生するような指示等は行わない。

- 5 受注者は、週休2日等の取組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(現場閉所等の確認)

第7条 受注者は、現場終了日以降工事完成届を提出する日までに、現場閉所等の日数が確認できる資料及び現場閉所等の率を記載した工事打合簿を監督職員に提出するものとする。

- 2 前項の資料は任意様式とし、実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等とする。
- 3 発注者は、提示された資料により現場閉所等の日数を確認する。なお、日数の確認は、工事毎に行うものとし、受注者の作業員や下請業者が現場閉所等の日に他の現場に従事することを制限しない。
- 4 現場閉所等の日数が確認できる資料もしくは現場閉所等の率を記載した工事打合簿と実際の現場に相違があった場合、発注者は、当該工事における週休2日等の取組みを取り止めることが出来るものとし、その場合、経費の補正は行わないものとする。

(経費の補正)

第8条 経費の補正は、現場閉所等の状況に応じた次の各号の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

(1) 月単位の週休2日 1.04

(2) 通期の週休2日 1.02

- 2 発注者指定方式においては、月単位の4週8休以上を前提に、前項第1号の補正係数により労務費を補正し、当初設計で計上する。なお、前条第3項による確認後、月単位の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を前項第2号に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額して変更契約する。
- 3 受注者希望方式においては、当初設計では経費の補正を計上せず、工事完了日までに、現場閉所等の状況に応じて、補正して変更契約する。

(成績評定)

第9条 週休2日等を確保したと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。なお、週休2日等を確保したと認められない場合においても、減点を行わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年7月9日から施行し、令和6年7月9日以降に積算する工事から適用する。